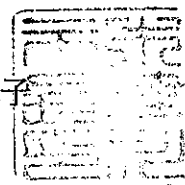


木津川市公告第 6 号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定による都市計画事業の認可の図書の写しの送付を受けたので、同法第62条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成23年2月4日

木津川市長 河井 規子



1 施行者の名称

京都府

2 都市計画事業の種類及び名称

相楽都市計画道路事業 3・4・14号 加茂駅前線

3 事業施行期間

平成23年1月26日から平成29年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

木津川市加茂町大野北出畑及び加茂町大野ウツ地内

(2) 使用の部分

なし

5 図書の写しの縦覧場所

木津川市役所建設部都市計画課